平成２８年（フ）第１１７号
滋賀県彦根市京町２丁目６番３　サンガーデン京町Ｂ棟102号、前住所滋賀県彦根市松原町3271番地34
債務者　池田　　昇
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１１９号
滋賀県彦根市城町２丁目２番４号
債務者　野上　貞子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２０号
滋賀県彦根市城町２丁目２番４号
債務者　野上　公嗣
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第６９９号
京都市左京区山端川原町20番地10　パレ21　101号
債務者　小田あゆみ
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７０２号
京都市南区西九条南田町43番地　ピアージュ東寺210号
債務者　藤井　千枝
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６３号
愛媛県新居浜市沢津町１丁目３番23号
債務者　鈴木　早苗
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２６７号
熊本市中央区出水６丁目26番83号　レオパレス出水ⅡＡ101号、前住所熊本県合志市須屋2695番地394
債務者　渡邊　祐介
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２１２号
宮崎市橘通東４丁目９番４号
債務者　兼城枝里子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０６号
鹿児島県鹿児島市本名町1137番地１（大原住宅1312号）
債務者　川畑加代子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第６号
岩手県下閉伊郡山田町豊間根第３地割35番地25、前住所岩手県下閉伊郡山田町荒川第７地割44番地
債務者　芳賀　末子
1　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２８年（フ）第４２号
長野県長野市三輪５丁目５番0713号、申立時の住所長野県飯田市座光寺4580番地１メゾネットきたＤ号
債務者　田澤　文章
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第８３号
宮崎県延岡市塩浜町２丁目1933番地32
債務者　稲田緋佐子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第６５号
鹿児島県鹿屋市新生町13番19号
債務者　山下　淳一
1　決定年月日時　平成28年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
島根県江津市渡津町3206番地２　県営住宅渡津団地５号532号室
債務者　藤原和佳子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第６７号
徳島県徳島市南沖洲２丁目１番３－403号　つづきマンション、旧住所徳島県徳島市入田町大久190番地の１
債務者　後藤富美子
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１００号
徳島県徳島市上助任町大坪182番地の１　四宮アパートＣ－201号、旧住所徳島県鳴門市里浦町里浦字小高塚641番地５
債務者　梅原　涼子（旧姓山室）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５号
徳島県阿波市土成町土成字美納地37番地１　アロハロア　207号、旧住所徳島県阿波市市場町市場字町筋310番地
債務者　宮谷　和江（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成28年７月29日午前９時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
徳島地方裁判所民事部